(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、石狩郡当別町・沙流郡平取町・中川郡本別町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

○防衛省告示第六十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十二年三月三十日次のとおり決定された。

平成二十二年三月三十一日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	建物：約七八〇平方メートル 陸上自衛隊が宿泊施設として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	国有	建物：約一、四〇〇平方メートル 工作物：浄化装置等 防災消防訓練施設として追加提供する。 海上自衛隊佐世保警備隊の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇三七	嘉手納飛行場	那覇市	国有	建物：約七〇平方メートル 工作物：通信装置等 事務室等として追加提供する。 国土交通省大阪航空局那覇空港事務所の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

質問書提出

三月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の基本的認識に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
外務省沖縄事務所職員が私費で写真展を主催したことの是非に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
離島農業の振興策に関する質問主意書（木村太郎提出）
我が国の地球温暖化対策に関する質問主意書（馳浩提出）
我が国の雇用政策に関する質問主意書（馳浩提出）
インターネットを利用した選挙活動に関する質問主意書（馳浩提出）
チリ中部沿岸地震に伴う津波被害に対する激甚災害指定に関する質問主意書（小野寺五典提出）
竹島をめぐる最近の韓国の動向に関する質問主意書（小野寺五典提出）

議事日程

三月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号
平成二十二年三月三十日（火曜日）
午後一時開議
第一　国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案提出

三月二十九日内閣から次の議案が提出された。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五六号）
国と地方の協議の場に関する法律案（閣法第五七号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

議案付託

三月二十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
総務委員会に付託
介護保険法施行法の一部を改正する法律案（閣法第七号）　厚生労働委員会に付託
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）　農林水産委員会に付託

質問主意書転送

三月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府公用車に関する質問主意書（脇雅史提出）（第四七号）
内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問主意書（脇雅史提出）（第四八号）
八ッ場ダムの建設に関する質問主意書（脇雅史提出）（第四九号）

報告書提出

三月二十九日委員長から次の報告書を提出した。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）審査報告書

人事異動

内閣

日本銀行政策委員会審議委員に任命する（三月二十六日）　宮尾　龍蔵

○外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文
外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（三月二十八日）